

ローマの使節シドチの潜入事情

宮崎道生

新井白石との出会によつて、ジョヴァンニルバツ
テイスタリシドテイ(註1)はわが国史上に不朽の名をと
づめることになつた。實際、白石の書きとづめた
ところを見るだけでもシドチが非凡の人物であつ
たことが察知せられるのであるが、ローマ法王庁
の首脳部から第二のザビエルとなるであらうと期
待されたとのことであり、(註2) 事実わが国に来るま
での向の事蹟を見ても、余程すぐれた宣教師であ
つたと思われるにもかかわらず、辛苦の後に到着
した終極の目的地——異教の国日本においては、僅
かに二人の人物を回心させたゞける、小石川のキ
リシタン屋敷の一隅に去なしくその骨を埋めるに
とゞまつた。たゞ、止めてもの俸せは白石という
同じく非凡な人物に注目され、望み通り江戸に出

ることが出来、白岩と対談する機会をも持ちえて、
その朱朝の使命を認識してもらふと共に、白石を
通じて幕府当局のあやまれるキリシタン觀をかな
り修正し之を点にあることは、周知のところであ
る。

シドチの朱朝は、これを其國の側から見る場合
にも、幕府の禁教政策との関連において重要な意
味をもつ事件であるが、本稿に於いては吉察の重
点をシドチ潜入の出発点をなす屋久島上陸におき、
白石の自筆本「長崎法道選馬人事」を憑拠として、
シドチ潜入の事情を探査して見ようと思ふ。

(註1) 切支丹。鮮血遺書 (PA ギリヨン造) の校
註者松崎実氏に拠ると、イタリー語を以てすれ
ば *Giovanni Batista Sidoti* とすべからず、

Sidotti, Sidottiは「これとも確定しない」とのことである。従つて、假名で表示する時には、シドッテイ、シドテイのどちらでも差支えないことにならう。漢字では、若望洗志度智を以てしている。白石がヨワン・シローテと記していること、周知の通りである（紀南以外、例え

ば小瀬復庵宛手簡では「ヨワンバツテスクシローテイ」と記している——白石全集第五、二五三頁）。これについて松崎氏は、「Sidottiがシローテとなるのは聊か意外のやうに思へるだらうが、これも Sidotti はドでなく P と発音されるので、口になく聞えなかも知れない」との辭釈を下して居られる。（鮮血遺書、五二三頁）（註2）ローマ法王庁の布政省文庫所蔵の書翰（一七一四年九月二十五日附）の控によれば、法王庁はシドチの日本における布政活動の有望性を認めて、これを援助するために宣教師を送ること、彼を敬聖代理教区長の重貳に任命することとを述べた後に、日本副教の偉大な聖フランシスコ・ガビエルにも匹敵する程の成績をあげる

よう期待している旨、マニラのアゴスチーノ苑足会へ伝達せられたという——池田越子氏「シドチの日本入国とローマの風潮」（日本正史第三の号所載）に拠る。

一 盛久島上陸以前のシドチ

（註3）いま西洋紀南及び切支丹鮮血遺書所収のシドチ伝によつて 屋久島に上陸するまでのシドチの勤靜を窺うこととして、先ずその出生地・家庭の状況を窺ふに、シドチはイタリヤのパレルモ（Palermo、白石はパライルモと記す、シシリ島北岸の都市）の産で（一六六八、わが寛文八年の生れ）貴族の出であるということであり、父をヨワンニ・シローテ（西洋紀南）、母をエレヨノフラ（同上）といい、兄弟は四人で、長は女子であるが夭死し、次は男子で兄に当り名をピリプスといい、その次がシドチ、その下に弟があつたがこれも十一才で亡くなつたという（シドチがローマを出発した時には父は既に亡く、母は五十四才、兄は三十才であつたという）。

はじめ郷里の学校に学んだが、のちローマに出て十六人の師について博く諸学をまなび(學に従うこと二十二年、十六科を習得した(註4)、枢密官フェルラリの知遇をえて若年にして要職に拔擢せられ——紀南にはサチルドスに至ると見える(シドチの説明したところでは、サチルドスは教皇を最上として第四科に当る称号である)——、一六〇三(元禄一六)年メツヨナリウスに任せられ、日本にむかう使命が與えられ、北京行を命ぜられたトーマステトルノンと同行することとなつた。(紀南はこれを「彼方弘法の争のために使たるものを稱する所なりといふ」と記している。鮮血遺書によれば、日本への伝道が命ぜられることになつたのは、教皇クレメント十一世の特派使節、アンチオキヤの總司教トウルノン *Mgr de Tournon* ——紀南にトーマステトルノンとあるのがこれに当る——のシナ行に際して、シドチ自ら願ひ出たのであるという。)而して、さういふアジアへの伝道の再南が試みられることになつたのは、これよりさき枢密卿の會議に於いて、シナをもシヤム

でも禁故がとかれたという情報に基づいて、多分ヤアパンニヤ—日本でも同様であろうとの情勢判断を下した結果、シドチを日本への信使とすることに衆議一決したといふのである(此の向の消息はシドチが詳細に語つて居り、従つて紀南には割合詳しく記されている)。

右の決定があつてから、日本の風俗を調べ日本語を學ぶこと三年の後、一七〇三年に使節の任命を受けてトウルノンと同時にローマを出発し、フランスに出で(註5)カレイと稱する小舟に乗つてフランスの港(不明)を發ち、ジブラルタル(紀南にはチビリタイラとある)海峡を通過して——當時はイスパニヤ王位継承戦役(一七〇一—一七一四)の最中で、このジブラルタルには英・蘭の軍隊二十万、船艦一八〇隻が集結してもの／＼しい有様で、ゼルマニヤ人を説得してようやく通過出来たといふ(註6)——ヤネワ島からアフリカ西方のカナリア島(紀南には「ヤネワ、カナアリア、共に西洋海島の名也」及び「カナアリアは、海島の名、エウロパの海西にありて、フランスヤに屬す」と

註す)に立寄り、ケープタウン(カアプトボネス
ペイー紀南)をまわり、その年も終りの十一月六
日に、印度の東岸ポンヂシエリーへ白石はポンテ
チリ或はホンテチリと記す)に到着した。これ以
後の活動状況は鮮血遺書の方に詳しいから、それ
によつて大要を記すと、此のポンヂシエリーでト
ウルノンの事業を助けを後、翌年七月廿一日にト
ウルノンと共にフランス船に搭乗して、同年九月
ロクソン即ちフィリップスのマニラに上陸した。
(マニラでトウルノンと別れた)こゝで四年の
間、日本への渡航の機会を待つたのであるが、そ
の向のシドチの活動は目覚ましいものであつたよ
うで、むかしこゝに追放された日本人信者の子孫
や漂流民等を探ね出して日本語の修得に努力した
ことを始め(紀南には「またロクソンに至りとい
まれる時に、此国の人にあひて、訪び学びし事と
もあり」といふ)云々と見える)、聖ヨハネ院と
稱する病院を建て、病人の治療に当ると同時に、
孤児若人貧窮者を慰撫し救済し、後には富裕の施
主の助力によつて聖クレメント学院をも設立して

教育事業をおこすという状態にまで立至り、聖者
として西辺の人々の尊敬を集めをうしい。やがて
その中に、シドチの日本渡航の決意がフィリップ
フ總督ドミンゴリザルバルブルルシエベルリを
動かし、渡航費一切を自ら負担してシドチのため
に一艘の船を派遣し、提督ミゲルデリエリア
ガが船長を兼ねて出ることとなり、一七〇八(宝
永四)年、遂に日本にむかつて船出した。船をセ
ントロトリニタス(聖三位)号といい、乗船した
のは八月廿三日のことであつたが、恰かも颱風の
季節で、逆流船を覆さんとすること三度に及んだ
という。

断食・苦行・祈禱をつゞけること月餘にして、
十月三日ようやく日本の島を望み見ることが出来
た。先ずその眼に映つたものが種子島であつたが
屋久島であつたかは不明であるが、その後同月十
日、トリニタス号は風向をほかつて陸地に沿ひ、
一里許りの沖合を徐行していると、遠くに一艘の
小舟を発見した。シドチの要請により、ミゲル提
督はその小舟に合點させたが、先方は承諾しない

様子なので、ボートに教人の水夫と通訳として一人の日本人を乗せ、当の小舟に漕ぎ寄せさせ、日本人の漁師等に宣教師シドナの伴行と島に上陸した後、漁師等に世話を約束せしめようとしたところ、漁師等は国禁の嚴重であることを主張し、水の必要があるならば長崎に行くべきことを勧め、肯んじない。やむなくシドナは、水夫等と共にその日は一旦本船に引返した。帰船の後シドナは、速かに上陸の計画を実行したい旨ミゲルに申述べてこれを動かし、教皇への書翰その他の通信をしたため、船員に対し別れを告げ、夜に入つて提督以下教人の者とボートに乗り込みへ合計八名であつたという、本船をはなれて島に去つた。その時のシドナのいでたちは、日本の武士に似せたもので、さかやきをせり、羽織袴に両刀を腰に帯びた姿であつた。而して、上陸後に備えてボートに積み込んだ荷物は、

悲しみの聖母の額一面、 十字架一箇（先年
長崎で殉教したマストリから伝わつたもの）、
聖務日課、 聖祭用の器具、 聖油を収め

厄小箱、 教母の信心書類、 二冊の教規書、
二枚の袷衣、 シヤツ一枚（ミゲル提督の
贈つたもの）、 碇子の食糧

舟であつたという。この他、日本製の金貨銅銭等をも携えていた。西洋紀行その他、なお此のシドナの所持品については再述する。

困難の末、ようやく断崖にかこまれ入江に入り、上陸して島の内部に進入し、ミゲル提督等と最後の訣別をしたが、その時ミゲルは非常用として百五十匁程の黄金の地金をシドナにおくつたといふ（第三節 参照）。かくて希望の日本上陸が達せられ、まもなく島民との遭遇となつて、日本との交渉——粒致と拘禁——とが始まるのである。

（日本の漁師等との接交については、次節掲記の諸記事中にも散見するから、それらを参照せられたい。）

（註）シドナの伝は、外篇「君望樓」として収めらる。松崎氏の考十八によれば、公教雜誌「聲」の主筆工藤庵之氏の手に成つたもので、その資料は主としてマルナスの『日本耶蘇教復活

史』からとつたものであるという。(Marnas, Francisque M. E. P.: La Réligion de Jésus < Iaso Ja-kyō > Resuscitée au Japon. Paris et Lyon 1896.

— 海老沢有道氏著『切支丹典籍雜考』に於る)

本稿に於いては、此のシド千伝の中、一航海、二上陸、三徬徨、の三節の記述を参考にした。

(註4) 西洋紀聞によれば、「彼方の学、其科多

し・それが中、十六科に以通じたりと申しき」

(上巻)とあり、また「学に従ふこと廿二年、

師とせしもの十六人」の部分の割註において「

彼方の学、其科多し。師十六人といふ事は、其

学科につきて、をのく師ありしといふ」(下

巻)とも記している。而して、シド千が法王庁

における教育科目について語つたところは、ヨ

ハン。バツ。テ。イ。スタ。物。語。によると、十七科になつ

ている。「凡そ其法を学ぶ所も多かり」とある

ので、これを法王庁の教育科目として取扱うこ

とが妥当であるか否かは尙題となるかも知れな

いが、前後の叙述から推してこう解釈しても差

支えないように私は思う)。この事は先年拙稿

「新井白石のキリシタン観」(日本正史第九二号)

に於いても指摘し、拙著新井白石の研究におい

ても挙示したことがあるが(五九一頁)、最近

海老沢有道氏が石の拙稿にふれて、シド千習得

の学科数は十六科であるべきを主張された(『

南蛮学統の研究』、二六頁、註24)。この方面

の事には無知であるので、海老沢氏の御教示を

有難く思うものであるが、嚴密に云えば、私の

記述はシド千の修得学科にかけていったもので

はなく、法王庁の教育科目にかけているので

但し両者が一致するのであれば尙題はない、

取上げ方に相違のある点をことわつておきたい。

再度の御教示を仰ぐべく、こゝに卑見及び疑

問点を申し述べると、紀聞中巻の諸国の言語に

ふれた箇所、

「其これを習ぶの学、ガラアマテイカといふ

は、梵に悉曇あるがごとく註レトリカとい

ふは、漢に文章あるがごとし註。此餘、天文、

地理、方術、技芸の小しきに至る迄、悉皆註学

あらずといふ事なしといふ」

と述べていることは、勿論シドチから聞いて得た知識であるが、これによつても教育科目の多いことが知られる上に、同じく海走沢氏の研究によれば、アメリカ議会図書館の戦後の新蒐書『契利斯督記』に收められた「第廿三品々之学文之事」という文書（延宝三年一六七五、岡本三右衛門 *Ginsappe Okawa* 提出のもの）には、二〇の学科が挙げられていることも注意をひくところである。而もその二〇科の中、はじめの九科につき「右九品は第一出家の学二而御座候」とあり、残る十一の学科については、「右十一品の学は三右衛門習不申候事」と註記されている、その中にシドチの学んだと思われるアレツメキカ、マテマキカが含まれていることなどを併せ考へると（尤も海走沢氏は「中に占星術や人相学、或は聖學などがあつて、必ずしもゼズス会の教育課程を示すものとは云へぬであらう」といわれる、しかしこれについても、耶穌の軍隊としてのゼズス会の性格を思うと、聖學をも含めて彼上のものが加わつていても一向不

思議ではないとも考へられる）、法王庁の教育科目の方はその数を十六科に限定する必要もないように思われるが如何であらうか。

なお、海走沢氏の高着によつて私の認識不足を補い改めえたのは各学科の内容についてで、氏の御教示を感謝する。即ち私は、故栗田元双敬授の入着『新井白石の文治政治』（三一六頁）及び同敬授所蔵のヨハン・バツテイスタ物語の記載そのままに拙著に引用した、めに、学科名の一部を誤記すると共に、その教之方においても誤を犯したことがある（前掲拙著三三一・五九一頁）。栗田本ヨハン・バツテイスタ物語によれば十八学科となるが、海走沢氏の研究に従へば、コンシイリヤとコーゲン（*コルゲン*）アチヨウニスとが一つとなるべきで、従つて十七学科となる（右の栗田本に採られた鮎天信太郎氏の謄写本は、コンシイリヤとコーゲン・アチヨウニスとを一つとし、十七科とされている——正史教育復刊第三一号所載「新井白石のヨハン・バツテイスタ物語について」）。いま海走沢氏の高着によつて

獨語所載の学科名を掲げると、次の通りである。

(この数え方では十五となり、内容的にはコーリス、ブルーデンシヤ及び終りの二科目が不適切と考えられ、結局十二学科が妥当ということになる。こゝにまた一つの向題が新たに発生する)

ガラアマテイカ(文法) アリツトメーテイ

カ(算術) レトリーカ(修辞学) ヒロウ

ソピヤ(哲学) ロウシカ(論理学) ヒイ

シカ(物理学) アテイマテイカ(数学)

メタヒイシカ(形而上学) モラアリス(道

徳学) 倫理学) テゴロシヤ(神学) コー

リス、ブルーデンシヤ(賢明、七極要徳の一つ

を独立の学ではない) カノヨニヤ(教会法)

ドクマアテイカ(教理学) コンシイリヤ

コンゲレーガチヨウニス(公会議、公会議史

が、独立学科ではない) マウデトルサセル

ドス(聖庁裁判所司祭判事、または聖庁外交

参事官、これは取名の混入である)

(註5) シドチとトウルノンとが一旦フランスに行き、フランスの某港から乗船した事情について

てはシドチ自身が語るところで、後節が、げる
宝永五年十一月廿六日附の長崎奉行所の書状中
に述べられている。それには「ふらんす国之儀、
宗門一派之國にて御座候に付、ろうま之總司、
申付にて「云々と見える(第三節、参照)。

(註6) ポンヂシエリーについては、紀圃の下巻
に「ポンヂチリとして、ここでイスパニヤの銀を
この國(マルバル)の銀に換えたこと、及び法
夜をここで求めたことを記す他、覺書「外国之
争調書」中でも、ポンヂチリとして、その地理
的位置と共に「ヨアン日本の曝布を求めし所也」
と記している(拙著新井白石の研究、二四五頁
を参照せられたい)。

(註7) トウルノンとは意鬼を異にした爲、トウ
ルノンがシナへむかう前にマニラで別れたので
あるという——前掲池田越子氏論文に拠る。

(註8) ロクソン(或はロソン)の我国人の事につ
いては、少し後の部分に於いて、「我国人の
人にあひしとは、もとよりかしこにありし我国人
の子孫、すでに多く、また三年前に我国人の風

に放されて、かしこに至りし十人有りしにありて、此土の事どもたづねとひしといふ」とも記している。

(註9)アゴスチノ洗足会のホセ・デ・ラ・ソリ
ツデーネの、マドリドから教皇クレメント十
一世に宛てた一七〇四年三月十一日附書翰によ
れば、一七〇七年にシドチは一度日本に五けて
出発したが(出発前にマニラを渡日のは是非論
がたまたかわされたという)、マニラにかえり、
翌一七〇八年、再び渡航し、山嶽性の陸地(屋
久島)に上つて以来、消息がたえな、というこ
とである——前掲池田氏論文に拠る。

二 屋久島への上陸と拘禁

シドチの屋久島への上陸前後の状況を正確に伝
えるものとして、一般に知られている最も古い文
献は、いままでもなく西洋紀聞で、これの上巻末
に加えられた附録によつて我々はその概略を知る
ことが出来る(附録には割註を施して「大西人始
末りし時の事、こゝに見えたり」とある)。而し

て、現任我々が普通手にする西洋紀聞には、全集
本にしても岩波文庫本にしても、終りに佐久向維
章の編にかかると「邏馬人歎状」が附せられて居り、
それには長崎での取調書、シドチ所持品の調査書
と併せて、長崎奉行の報告書二通(共に宝永五年
十一月廿六日附のもの)が収められている。歎状
の跋文によれば、戊戌(安永七年か)の夏、華夷
変態(「其語(註前)寫長崎鎮台所藏海船之諸疏、
府正之命論、三十卷、稱曰華夷変態」)の中から
此事(シドチの潜入)に關する記事を選び謄写し
たものであることが知られる(白石全集第四、八
〇九頁)。また、これとは別に通航一覽卷一八九
—南番意大里部二に收められた右と同一内容の書
状については、それが華夷変態及び邏馬録(註10)と稱す
るものに拠つたことを註記している。尙単なる記
述となればその他幾つかの書物に見えるが、根本
史料としては右の長崎奉行の書状、だけとなるので、
西洋紀聞もやはりその書状を典拠としているわけ
であるが、上述の紀聞の附録を見ると、その前半
は、薩摩藩から長崎奉行に宛てた書状に拠つたこ

と明らかである。即ち、註記にいう、

「其書に、九月十三日とするす、彼家人等、島津大蔵、同將監、新納市正、種子島蔵人、連署す、長崎の奉行は永井讀岐守、別所播磨守也」

して見るに、白石は右十一月廿六日付の書状以外に、少くとも九月十三日付の薩藩の報告書を見て紀南附録の当該部分を書いたことになるわけであるが、幸い私は先年新井家の所蔵文書を探索する機会を得た際、その中に「長崎注進選馬人等」と題する写本二冊が含まれているのを発見し、これが西洋紀南執筆の際の一資料となつたことを知ることが出来た。この写本を見ると、右の九月十三日付書状の他、前掲諸書に收められていない記載が種々あるから、はじめに該写本の構成を明らかにし、次いでその中の屋久島上陸後のシドチの消息を伝える記載を紹介することとしよう。

該写本については既に解説を試みたことがあるが、これは上下の二冊から成つて居り、上巻には書状類が收められ、下巻には長崎におけるオランダ人通訳のシドチ答辯の馳書、及びシドチ所持品

についての覚書が收められている。(本書の内題は、「長崎奉行所宝永五年六月之間選馬人之事抜書」となつており、その傍に「此外奉行所注進之書付并絵図詳于別本」と記されている——巻頭写真、上段右側、参看)これを全集本に附せられた既述の選馬人狀と比較すると、大幅に異なるの点上巻の方であるから(下巻の方はシドチ所持品の図の讀欄もしくは傍に白石の註記が施されている点が余分である)、上巻の方についてその構成を見ると、大凡ど次の通りである。

(一) 九月十三日附 種子嶋蔵人・新納市正・嶋津將監・嶋津大蔵より、長崎奉行永井讀岐守及び別所播磨守宛の書状

(二) 九月十七日附 薩州前守居野村源助より御取領家宛の書状

(三) 九月廿七日附 種子嶋蔵人・新納市正・嶋津將監・嶋津中務・嶋津大蔵より、永井・別所兩奉行宛の書状

(四) 十月七日附 通詞目付加福喜蔵・横山又次右衛門、及び名村八左衛門以下通詞八名連署呈

出の覚

(五)十月 日附 南京船主凌素言以下十八人のシ

ナ商人による長崎奉行所への答問書

(六)十一月十二日附 駒木根肥後守・別所播磨守

より、永井讃岐守・佐久間安木守へこの兩人

は当時江戸詰ゝ宛の書状

(七)十一月廿六日附 駒木根・別所兩人より永井

・佐久間兩人宛の書状

(八)同右 同右一内容は右とは別のものへ但し、

此の分は最初の一條を記すだけで、後の六條

分は省略している

(九)九月六日附 駒木根・佐久間兩人より、永井

・別所兩人宛の書状(追書共三通)

以上九類の中、(七)、(八)は邏娑ノ款状にも收めら

れているところで、この二通によつてシドチ上陸

前後の概況は知られるのであるが、細部について

はやはり(一)、(三)の記述にまをなくてはならぬいし、

また(四)、(五)も長崎送致以前のシドチに關するもの

——長崎での正式取調以前の長崎奉行所の関心や

態度を窺がい得るものとして注意すべきものであ

る。

上述の通り、シドチ着入の当初の状況を要領よ

く伝える最初の文献は西洋紀南上巻の附録である

から、先ずその記述を左にかかげよう(論述の

都合上数條に分割し、通し番号を附する)。

(1)大隅国^(ゴム)取^(ク)護^(ム)郡の海上、屋^(ヤ)久^(ク)島^(シマ)の地^(チ)粟^(ム)生^(シ)村^(ムラ)とい

ふところに、阿^(ア)波^(ハ)国^(クニ)久^(ク)保^(ホ)浦^(ウラ)といふ所の漁人等、

来り止りて、魚捕る事を業とするあり、

(2)宝永五年戊子、八月廿八日、これら七人、舟

をうかべて、同き島の湯^(ユ)泊^(ト)といふ村の沖に出

づ、陸よりは三里許へだてたらむ海の上は、

目なれぬ船の大きなるが、一隻うかびぬしを

見つけて、粟生村をさして帰るに、彼大きな

る船より、小きなる舟おろして、其舟に帆か

けて、こなたの舟を追來る、こなたの舟にも

帆かけてはしり歸るを、彼小舟にもうちがひ

といふ指を添て追來るに、わづかに十間ばかり

りをへだて、見るに、其舟には目なれぬもの

とも十人ばかり乘たるが其中一人、水をこふ

さましたり、こなたにもかふまじき由のさ

まして乗りゆくほどに、彼小舟も、大きな船のかたにまかひて帰りぬ、

(3) 此日(八月二)の夕、同じ島の南にあたる尾野向ノノムキといふ村の沖に、帆の敷羅き船の、小舟を引たるが一隻、炭をさしてゆくあるを村のものともあやしみ見て、打出て守り居るに、

夜に入り空くもりぬれば、その行方をしらず、明れば廿九日の朝、尾野向より二里許の西にある湯泊といふ村の沖のかたに、きのふ見えしごとくの船見えしかど、北風つよくして南をさしてゆきしほどに、午の時に至ては、帆影も見えなくなりき、

(5) 此日(二十)彼島の恋泊といふ村の人藤兵衛も、炭焼を料に松下といふ所にゆきて木を伐るに、うしろのかたにして人の声したりけるをかへり見るに、刀帯たるもの、手して招く一人あり、其いふ所のことばも聞わかつべからず、水をこぶさまをしければ、器に水取てさしをく、ちかづき吞て又まねきしかど、その人、刀を帯たれば、おそれて近づかず、

かれも其心をさとりぬと見えて、やがて刀を鞘ながらぬきてさし出しければ、近づくに、

黄金オウゴンの方なる一つ取出してあはふ、此ものきのふ見えし船なる人の陸に上りしにや、とおもひしかば、其刀をも金をもとらずして、磯

の方に打出て見るに其船も見えず、また外に人ありとも見えず、我す亦方にち帰りて、近きほとりの村々に人はしらかしてかくとつぐ、平田といふ村のもの二人、出来しをとま

なひて字は五次右衛門、喜松下にゆきて見るに、彼人恋泊のかたを指さして、かしこにゆかむといふさましたり、足つかれめとみしかば、一人それをすけ一人は其刀をもち、一人はそれが携へし袋やうの物をもちて恋泊の

者の家にもて行て、物した、めでくはず、かの人まを黄金のまろぎ二つと、方なる一つとを取出て、あるじにあはふ藤兵衛、辞してとらず、その物いひ、き、わきまふべからざれ

とも其形は我国の人也註記

さかやき、この人のごとくにして、身に

は木綿の淺黄色なるを、棊盤のすじのこゝと
くに琴なしたるに、四目結の紋あるに、茶
色のうらつけたるを着て、刀の長さ二尺四
寸余なるを、我國の飾のこゝくにしたる一
腰をさしたるなり、

(6) 此事、島を守れるもの、許に聞えしかば、宮
之浦とわふ所にかのもの置くべき所作り出し
て、うつし置て薩摩守の許につぐ、薩州の家
人并連署して、其事を長崎の奉行所に告ぐ、
○割註
は既揚

(白石全集第四、七五二―三頁)

右の中、(2)の部分は上陸する前の状況を字して
ものとして前節の終りの部分を補なう記述であり、
(3)・(4)は、(2)以後シド子発見に至るまでの屋久島
々民の内心を示すものであることいふまでもない
が、紀聞の此の記述の原拠となつた書状の内容は、
次のごとくである(巻頭字真)。(便宜上、句読
点・返点を加ふる)

一筆啓上仕候。去月廿八日、薩摩守領分大隅
因之内、屋久嶋尾野岡村と申所之沖へ、常之唐

船二八相替帆數多キ船壹艘、東方へ兼行候付、
其島役人共方所中、照海斷入念候様二と申付置
候処、夜中右船何方へ兼行候哉不相見。翌廿九
日、同嶋之内湯泊村ノ沖へ右向前之船又と相見
得申候得共、北風強帆影も不見兼行候。然處、
同廿九日、同嶋池泊村百遊藤兵衛と申者、同所
松下と申所へ炭焼ニ參候へは、刀を指候着寢狂
言語も不相通、怪蘇二見及候故立帰、百遊五次
右衛門、喜右衛門と申者申合相越、右之舟を藤
兵衛所へ召連置候言役人方へ相達候故、則役人
參候而口固仕候へ共、言語不通文字不通、日本
人之様ニさかやさいたし、日本仕立之衣類を着
仕居候へ共、様子異國人ノ見へ候。右之通御
座候へは、沖へ相見候船より夜中陸へ御シ置爲
申候而も可有之哉、未相知候。彼之人家口口小
屋并外廻廻等堅固相調入買之、頗風吹次第地方近
可送越旨、先達而以渡船申越候向、着船之砌其
御地へ差上可申候。委細之儀は返々可申越候様、
出末次第可申上候。右村而は嶋中別而入念會談
仕候様二と申付事御座候。先此考之御案内早々

為可^三甲上^二如此御座候。恐惶謹言

子九月十三日

種子嶋蔵人

新納市正

嶋津拵蛸

嶋津大蔵

永井讚岐守様
別所播磨守様

右によつて、百姓藤兵衛并に伴なわれて恋泊村
に入つたシド子か、村役人によつて早速取調をう
けたことが知られるが、その取調の結果の覚へ前
掲(三)に該当するものは、次の如きものである。

異国人啓略書并所持道具之事

一 且四拾歳程大男色白髯高ク有之候

一 さかやき日本人之様子ニ仕居候

一 上夜日本仕立も切ん袴素あさぎごばん嶋ニテ

茶色紗所圍ツ目

一 刀貳尺三四寸程

一 黒不綿大洗壹ツ

以上

大隅國屋久嶋之内

尾野向村

湯泊村
恋泊村

野村源助

九月十七日

御取領衆

薩州由守居
長崎住人

而して、この拘禁の時の状況を比較酌詳しく伝え
るものは、九月廿七日附の書状(前掲(三))に該当す
るもので、これには、恋泊は不便であるため同
じく屋久島の内の宮之浦という所に移され、嚴重
な見張りをうけて拘禁されるに至つたこと、また
シド子の他に潜入者がどうか心配となり
再度搜索させたこと、所持品を取調べたこと、他
に不審の点はないが今後も警戒を怠らぬこと、券
が記されている。

(前略)最初の二條)

一 藤兵衛所へ異国人召連候儀、役人共方へ相違

候付、早速役人は差越、当人券其外堅固申付

食争をも絶さず申候。此恋泊村は織家敷四有、

之、海陸其不勝手之所ニ而候故、同嶋之内宮

之浦と申所へ役人共致警固召連、人家口口小

屋并圍外廻堅固申付、役人共警固仕、番人共段々附置申候。右宮之浦は地方へ渡海最寄能所ニ而御座候。

一 右之巻船より陸へ上り候次第、是又仕形及と仕候而思仕候へ共、何分ニも相分り不申候由。

一 異國人食事を給候而異別系羅在候由。

一 右異國人を地下之者より御置たるニ而は無之哉、夜類をも爲取、さがやきをも地下人へ仕候而くはた多儀も御座候哉、と段々僉議仕事候へ共、相知申たる儀も照之候由。

一 右之者之外ニも、異國人堀中へ御置隠れ居候儀も可有之候哉と、右之異國人見出候近辺山中早速波申付候へ共、外ニ不審成儀照之、其已後右駈之船も相廻不申候由。

一 異國人所持之刀并唐鎧、役人之爲取之預り置候。且又異國人所持仕候もめん大袋之内ニ品々有之候様見及候。若外ニも刃物入置候ハ、別而氣遣ニ致候付、役人共異國人目前ニ而見分仕候処、名も難付物共有之候。右品々ハ則如本大袋ニ入之、櫃ニ入付異國人へ曉相渡、

圍之内入置申候。右大袋刀唐鎧并、異國人同前ニ地方ニ差越可申由申越候。

一 藤兵衛、五次右衛門、五右衛門、畷内役人共差越相改候へ共、不審成物照之候由。

右之通申越(下カ)口此上嶋中僉議仕候向、相警議共有之候ハ、其節可申上候。自然右駈之船相見候儀も可有之候向、浦々入念候様と段々申付置候。此旨申上候。已上

九月廿七日

五人

因みに、西洋紀南の前掲註記は、シドチを宮之浦に移したること(前掲(6)の部分)までが九月十三日附の書状に記されているようであるが、なつてあるが、右によつて判る通り、それは右の同月廿七日附の書状に見えるところである。要密に云えば正確な註記とはなつていない。

右の九月廿七日附書状に、その内容は、海上に於てものが収録されているが、その内容は、海上に於いてシドチ一行と出くわした浪師等の相向の結果を、これには彼等が船に出てシドチの乗つていた船(トリスラス号)と行あい、ついでその本船が

ら降されたる橋舟（ボート）に追いかけられ、水を
求められたこと、その時の乗組員の容貌風体、橋
舟の模様へ日本造りか唐作りか）等についての漁
師舟の説明がありのまゝに記されている。即ち、

覺

阿波国久保浦之淨土宗船頭 市兵衛

同国同宗水主 実兵衛

同国同宗水主 清左衛門

同国同宗水主 喜兵衛

同国伊岐浦之眞言宗水主 林神

水主 市十郎

同 藤兵衛

市十郎藤兵衛本國相糺追而可申遣由、屋久

嶋方申越候。到来次第可申上候。

右之看其、松平薩摩守領内屋久嶋之内衆生村へ、

為漁獵多耳羅在候。八月廿八日、同所之内湯泊

村沖ニ而唐船ニ参逢候由、所役人共承り口向仕

候処、船頭市兵衛申候ハ、廿八日昼自船ニ枚帆

ニ石七人乗組、同所湯泊村之沖ニ獵ニ罷出候処

ニ、陸上ヨリ三哩程も御座候半沖へ唐船壹艘まき

り居申候。市兵衛船は帆を懸栗庄村之様罷歸候

折節、石唐船より橋舟之様成小船、帆を懸市兵

衛船を心差、うちかひを添還懸申候付、市兵衛

船ニも帆を持折角走候へ共、愈々追懸申候。右

橋船ニ人数十人ハ（許）かり乗組、其向十向計乗懸、

右人数之内より水を呑度由の手様仕候付而、市

兵衛水を呑せ候事難成由之手様仕候而、栗生村

之様罷歸候。右唐船之橋船は本船ニ向乘行候由、

一右之橋船乗組候看其、何様之様子ニ相見へ候

哉と向申候処、皆其強ニかふり物仕候付而、

様子難見分候。詔旨皆其懸之様様ニ相見へ候

由、市兵衛申候由、

一右橋船ハ日本作ニ而候哉、又ハ唐船作ニ而候

哉と申候候処、日本作之様ニも相見へ候。其

向檢向計有之候付而、究而不見覺通申候由。

右之看其唐船と申候船之儀ハ、八月廿八日尾

野向村沖、同廿九日湯泊沖へ見附候帆數隻船

にて可有之候哉。右七人之看其地方へ差越候

様ニと申越候。御雨之儀も候ハ、御差四次第、

差上可申候。此段申上候。已上

九月廿七日

五人

右の記載の後に、なお同じく廿七日附の書状二通が収録されているが、前の方の一通は、シドチの振舞や身辺に關する報告であり、後の方は藤兵衛以下シドチ連行に協力した者五人を、奉行所の指圖があり次第送致する旨を述べたもの、こゝには前掲だけを掲げよう。

一 松平薩摩守領内屋久島へ見へ未候異国人、繪圖之書成物一枚書申候而ゆひさし、ろうま、なんはん、ろくそん、かすていら、きりしたん、など、申、ろうまと申候而ゆひさし候時は、其身をもゆひさし申候。日本ゑと、ながさき、など申候由申越候。

一 石異国人首ニ三四十程有之候か互ニ而作候物を三懸候而罷在候。右之圖一枚書申候由申越候。

一 文字とも難相知物壹枚書申候由
右之通、此節屋久嶋を申越候。何様之訳ニ而書申候哉、其趣不申越候。早速承候由可申上儀候へ共、遠海難相達候。追而委細承候由可

申候。已上

九月廿七日

五人

上掲のごとき報告を得た長崎奉行所では、早速オランダ人や外国商人等に向うところがあつたらしく、西洋紀聞には、前掲(6)にフゞき次の様に記している。

「彼人、長崎に送り致すべき由をいひ送れり。其後、又薩州より彼もの、^{（五）}作りていひしことばなどの事を、長崎にいひ送れり前に見えしロクノ事也と、阿南陀の人を始て、長崎にありある外國の人共、奉行所に召集てかれがいひし事ども尋問ふに、各、其事曉すべからざることふ、^{（五）}に該当するもので、その内容は次の通りである。

覺

一 ろうまと申事、南蛮国いたりや之内、伴天連惣頭居候所を申候。
一 なんはんと申事、日本言葉を傳伝申たるものにて可有之候。

一 ろくせん、かすていら、此ニ言葉如何様之儀
并推量難仕候。

一 きりしたんと申事、宗旨之名ニ而候。

一 絵図ニ御座候十文字之かたち、二共ニ邪宗門
之者持居候印と相見へ候。其外之図ハ如何様
并推量難仕候。此図ハうつしかたき故略此

一 横文字之書付、文字之正跡見へか年申候付、
詭不申候。日本と申様成所推量ニ詭申候得其

一所見へ申候。右之通、今日かひたん并貳人
は阿蘭陀人被_レ召出、絵図横文字之書付御見せ
被_レ成御尋被_レ返候付、推量之通、書付差上候。

已上 此文うつしかたき略此

子十月七日 通詞目付 加福喜藏

同 横山又次石衛門

通詞 名材八左衛門

(註14)
(他通詞七名)

今番飄到社薩摩異域之使所

寫畫一張並十字様式一張似模

書文字一紙因送到此特召言券

齊觀故取前頂三張並不知何物

又未經目擊泥兼勞馬難漫駭

宋加素諦以嘲其里失丹寺處地

名雖承下 向一概不知並不聞及

然而嘗已獲圖其里失丹係是邪

故名自己上具呈毫無差謬為此

僉名花押為據

上

宝永五年十月 日 第四十二番南京船主渡京

言

(他十七人連署す) (註15)

以上は、旧曆云つて八月末から十一月始め頃

(十一月九日一陽曆十二月二十日に長崎へ移さる)

までの二月余り、屋久島に拘禁されたシド子に

肉する当時の記録——根本資料と見なすべきもの

であるが、これらを通じてわかる通り、シド子そ

の人の正体について薩藩から報告せられた所は、

単に異国人であるから来居者らしいということ、

に過ぎなかつたのであり、而もその所持品につい

ても、それが何ものであるかという判断が全くつ

ながかつたこと（「名も難、何物共有之」）が知られる。

これをシドチと島民との關係において見る時、兩者の接觸と應待の様子は頗る興味を覺えしめる。最初の藤其衛との出会いのとき、また疲れ切つたシドチを介抱し、その荷物を持つてやりながら藤其衛宅へつれてゆく場面のごとき、シドチの与えようとする金貨を決して受取らうとしなかつた態度のごとき、まことにほ、えまじき情景である。ペルリーの遠征記などにも、日本の民衆が異国人に対して偏見をもたず、人なつこい態度でそれに接したことを述べているが、此の場合なども純粋な島民の態度が看取せられる。

もう一つ、こゝで指摘しておくべきこととして、此の屋久島においてもシドチの宣教の努力を怠らなかつた事実がある。既述の通り、島の役人にして薩摩藩でもシドチの正体をつかみ得なかつたのであるが、シドチの方では何とかして宣教の機会をつかもうと努力したようである。地図をかいてろづま、なんばん、ろくせん、ひすまいら、きりし

たん等とあげ、ろうまから来たことを説明してゐる。布教の準備的説明であつたものと推察せられる。（この屋久島の布教の努力のことは、次節にかゝげる長崎でのシドチの答辯「異国人口書」によつて明瞭である）

（註10）長崎実録大成なども此の遷居録によつたものらしく、永井氏に註して、「校するに、遷居録に載る注進状によれば」云々といひ、長崎在任の奉行が永井氏ではなく、駒木親肥後守の誤である、としている。

（註11）姉崎博士の切支丹伝道の興廢には、当時の奉行所の記録、幕府への報告は、全文が患距篇に出てる、と述べていられるが（七七二頁）、患距篇（安政六年、水戸斉昭の命により豊田天功が編纂）は残念ながら私け未だ見る機会をもたない。これは、幸い戦災を免かれ、水戸の勲志館に現存している由である。

（註12）島洋家譜、長崎夜話草書。

（註13）「白石の着書について」（越前新井白石の研究、附録）、また拙著『新井白石』の巻頭

寫真中にも、該寫本の表紙と下巻の第一丁とを
かゝげてある。

(註14) 志筑孫平、今村源石衛門、猶林豊石衛門、
中山喜久衛門、名村竹石衛門、岩瀬孫吉、西吉
大夫

(註15) 第五十番寧波船主林瑞官、第五十五番慶
門船主黄鳳官、第六十二番広東船主吳嘉敏、第
六十七番、、、李福士、第六十九、、、
王定官、第七十、、、黄攀官、第八十一番
慶門、、、郭琳官、第八十五、、、陳印官、
第八十七、臺濟、、、游伝孚、第八十八番慶門船
主柯駘官、第九十三、、、吳瑞官、第九十
六番慶門、、、歐賜官、第九十八、、、曾岳
官、第一百番暹羅、、、郭陸官、第一百番東京、
、蔡定官、第一百二番、、、何際夫、第一百
三番広南、、、張三官。

三 長崎送致以後のシドチ

西洋紀原上巻の附録および上述の長崎注進遞馬
入事によれば、海上が荒れた為二度も吹戻された

が、シドチを迎える薩藩の役人等が辛うじて大隅
の国にたどりつき、それより長崎に送られること
となつて漸く十一月九日(旧曆)に長崎の地方網
場（アサヒ）という所に到着し、獄舎に（アサヒ）つながれて本格的な
取調をうけるに至つた。この時オランダ人某(オ
ランダ商館員)が尋問の役を命ぜられたが、地名
以外はききとり難く、おまけに日本語も交つてい
るということであつたので、長崎在住のオランダ
人中でラテン語学習の経験ある者「ア、テレヤン
ドウという人物を選び、これにカピタンのヤスフ
ルハンマンステアル(欽。状の方にけやすふる、は
ん、まいんすてあるとある―全集第四、七九九頁)
を添えて尋ねしめた結果、我々への来朝の理由が
判明し、早速これは江戸へ報告せられた。この時
のシドチのオランダ人に対する態度は傲慢で、い
かにも権威にたえない様子を示したという。この
兩人による尋問を通じて判明したところは、既述
の通り、遞馬入事の下巻の始めに「長崎奉行注進
異国人口書」と題して收められて居り、遞馬入欽
状の方には「異国人申口之覺」として記載されて

いる。これには、生国・姓名・耳令から始まつて、末朝の理由、屋久島に到着するまでの経過、屋久島上陸後の動靜等の説明の他、江戸行の希望、身柄の取扱処置は日本政府に一任する考であること等、シドチの願望や意見が書き記されている。いま、長崎注進選馬人等によつて注意すべき條項を挙げて見ると、

(第十一條) 一屋久島にて、右の日本人へ宗門之咄仕候へと

も、一切言葉通不申候付、南入不申候。尤薩

摩より長崎迄之向も、宗門之咄仕候儀も候へ

とも、言葉通し不申候。

(第十二條) 一江戸へ參申度と申候儀は、江戸にて宗門を弘

め申度志にて候故、奉願候。ロウマの惣司申

付者、日本之内何れの国にてても、隨分法を勤

申様ニと申付候。

(第十三條) 一私儀、日本に御苗メ被成候共、又ハ本国へ御

返被成候共、又は日本にていか様之御被成御

付候共、不苦候。ロウマの惣司申付候も、日

本に御苗被成候共、又ハ御返被成候共、御下

知次第仕候様にと申渡候。

(第十四條) 一日本にて切支丹宗門御樹禁之儀、成程於國許

もそのかくれ無之、人々も存、尤私儀も、其

段存罷在候へとも、惣司より申付候故、渡海

仕候。

等がある。これらによれば、シドチは日本の禁教も承知の上、敎皇の命により日本へ伝道のために来たことは明らかであり、先ず江戸を伝道の目的地としていることへこれは、日本政府の代表者に面会して禁教を辭いてもらうことを願ひ出るためである、但し江戸に行けない時は、布教は日本国中どの土地でもよいとしている、屋久島に上陸草々も、長崎へ護送される途すからも、布教を行なつたこと——言葉不通で全く効果はなかつたけれども——等が知られる。而して第十三條に記されているように、日本に留置され処分されても、本国へ送還されてもどちらでもよい、と申述べていることは、後に白石がシドチを処分案として將軍に呈出した上略——本国への送還、中略——拘禁と關係づけて廻る時、注目に値する発言である。右のオランダ人を介しての取調の結果は、一部

分十一月十二日付書状を以て駒木根・別所兩奉行から江戸詰の永井・佐久向兩奉行に通報せられたるが、^(註分)それには「右之通イタリヤ国之内口ウマと申候所之爲にて、宗門之出家ニ而候段ハ無紛」と見之、また「邪宗門之者ニハ紛無之故、先此段爲可_レ申入^(あま)荒増申遣候」とある。又いで、同十一月廿六日付書状(前節はじめに掲げた七)がこれに当るが江戸に送られたが、それは半ば前述の「異国人口書」と同じ内容のものであるけれども、書状のはじめの方にも見えるように、同月十九日に再び例のオランダ人二人に向わしめた結果、判明した分も加わつて居り、その他シド子所持品について調べ之を事項も少々書き添えられている。かりに選媽人歎状の方を基準にして見ると、全体が十三條から成り、第五條フランス国の舟の利用(ローマとフランスとの関係)―長崎注進選媽人事の方にはどういふわけか此の條が欠けている)のほか、第七條―長崎を嫌い江戸を目標としたことの理由、第八條―日本語修得、第十一・十二の所持品のことを述べた兩條、併が新らしい内容を含ん

でいる。やはりこゝでも、長崎注進選媽人事に於つてそれら諸條を左に掲げよう(第五條のみは歎状の方による)。

^(第五)

一又尋申候は、其方兼末候船は、ろうま之總司

方仕立遣候哉、又便船を頼參候哉、異国人替候は、右兼末候船、并に北京之參候船共に、

ふらん寸国之船にて御座候。ふらん寸国之儀、

宗門一派之國にて御座候に付、ろうま之總司

方申付にて、日本、北京之宗門勸之ため、參

候由申候故、同宗之者之儀に候向、船頭、水

主共に、賃銀等申儀も無之、送越申候由、替

申候事。

^(第七)

一又相尋申候は、其方江戸へ参度由、長崎へ參

候儀ハ嫌申段、如何様之わけ候哉。異国人替

申候は、本国總司申付候節も、江戸へ罷越候

様にとも不申付候。長崎之儀ハ、阿蘭陀人罷

在候段承及申候。本国にては、敵國に而御座

候。江戸之儀ハ、呂宋國に日本人も罷在、日

本之様子書記候書物も御座候付承及、江戸と

申儀も存候由、替申候事。

(第八)

一又尋候は、其方日本言葉をも問々申候。何方にて書候哉。異国人昔申候は、六年以前、總司方日本渡海之儀、被_レ申付候。本国之言葉にて通用、或候故、日本言葉を書記候書物にて、申習候由、昔申候事。

(第十一)

一異国人致所持候大鏡之内ニ有之候品々、邪宗門之本尊并に書物、其外小道具等も有之候に付、一々名を承らせ申候。尤其身も宗門之本尊、珠数を首にかけ、宗門之書物不_レ手離持罷在候。右之品々、委細絵圖に記、此度令_レ進達之候事。

一右道具之内に、異国之金子、并に日本小粒、日本銭、有之候付、何之方に而相求候哉と相尋候へば、本國にてハ銀子之外通用不_レ仕候。今度日本之參候に付、呂宋國におゐて、銀子を遣、金子と取替、其節日本金并に銭も、彼所に而致用意持来候由、昔申候事。

右の中、第一節でも掲げたシドチの所持品について少しく検討を加えて見よう。これについて白石の語るところは案外簡単で、西洋紀聞において

は、「我國にて新に製られし金銭等の物」と記し(上巻)、また「其行囊の中にある所の黄金三品、弾のごとくなるあり、錠のごとくなるあり、我國元禄年間製の錠あり(註17)に、また我國の新錠のあるあり」(下巻)と記している程度に止まる。しかし、白石が所持品に對しても淺からぬ関心をもち、綿密に調査したことは、宝永六年十一月二十四日付書簡(註17)によつても知られ、ば、選馬人事下巻に收められた所持品の写し(白石は絵も巧みであつたから見事に描かれている)がそれを証明する。そこで、いま選馬人事の方にて扱つて品目を挙げると、次の通りである。(註18) (下の括弧内にシドチからきいて記した名称を挿入する)

- (1) 四角成ひいところ鏡の様成物壺 (サンタマリヤと申す宗門の本尊)
- (2) 唐がねにて將候人形壺 但候共 (アソキリステと申す宗門之本尊、或はレイスサアキリ)
- (3) ひいところにて持候十文字之物壺 但候共(リソギノククロクス)
- (4) 金の鏡の様成物壺 但候銀葦袋入(レスサア

カレ)

(5) 金にて丸拵其内ニ人体彫付候物 数四十二石之

袋ニ入(メタアリヤ)

(6) しんちうにて拵候かな物之様成物貳 (クロ

クマ)

(7) 守袋の様拵紐結苗有之物壹 但中ニ横文字之

書物有(レスサアカレ)

(8) 銀にてちよくの様ニ拵かな物壹(レスサアカ

レト申す宗門の器)

(9) 守繩にて拵かな物入置候物壹 (デシビリイ

ナ)

(10) 呂宋国にて取替候金壹

(11) 板金の様成金大小百八拾壹

(12) 同小キ丸金百六拾粒

(13) 日本小粒拾八 但新金

(14) 錢一緡 但寛永日本錢七拾六錢 康熈磨錢三

拾錢

(15) 鉄の印判壹

(16) ひいところにて貳才四方程丸き薄板ニ彩式之佛

之様成繪書候物九ツ (バシヨエソキリスト)

(17) 佛之様成繪赤地金入之袋ニ入壹 (サニタマ

リヤロサアリ)

(18) 横文字之書物大小拾壹冊 但革の帙あり

(19) 同双紙大小五冊

(20) 横文字之反古貳拾四枚

(21) 宗門之佛之繪大小貳拾四枚

(22) 黒玉之珠数壹連 但かさりなし

(23) 白布にて拵候宗門之法衣壹包

(24) 石同断壹袋

(25) 袖黒羽織の様成異国着物并帯共壹通り

(26) ふらすこニ入候油 但壹箱に入候小ふらすこ

ニツ入置候

(27) 搦物之小香合壹 但内はるさもの油ノねり菜

少有

(28) 蒔絵之中香合 但あきもの壹

(29) 同小香合 同断壹

(30) 鉄壹

(31) 錫の紙入壹

(32) 鼻目鏡 但革の家入壹

(33) 日本様ニ拵候刀一膳

右はいずれも羅瑪人歎状にかゝげる所であるが、該写本には白石の註記が少なからず加えられている上に、文字に多少の相違もあるので、敢て列挙した。即ち、額欄に註記を施したものは、

- (1)
- (2)
- (4)
- (5)
- (16)
- (23)
- (27)

券で、その中蓋も詳しいものは、(23)の法衣についてのものである。例之ば、第一のサンタマリヤと稱するとした「悲しみの聖母像」の註記には、(便宜上句読 桌を施す)

「○君美も奉^二明旨^一奉行所におみてこれを見たりき。此女の像、年の比四十ちがきほとニ見へて、目をちゐりて憂みおをちうれはしき面体也。頭にがつきし衣の色ハ青藍色、下に着しものは白かりしや、おほつかなし」

とあり(慈願寫眞、参看)、第二のソキリステの註記には

「○君美これを見しに、頭にハ栗殻のごとくなるものを冠りし歟と覺之し。但、披髪の駢なりしか。棘冠をかふらやしなどいふ事をヨワン^(シドチ)申したりき。いかにも骨立せし人の形見くるし

きもの也」

とある。また、やはり歎状の方には見えない説明一短かいものではあるが一の加わっている條としては、

- (11)
- (13)
- (14)
- (19)
- (22)
- (23)
- (24)
- (25)
- (33)

券がある^(註20)

右の所持品の中、マリヤ像や祭器券については、はやく姉崎正治博士の著書『切支丹伝道の興廃』^{第三十}に説明があることであり、以上にとゞめるとして、ここに附言しておくべきは、姉崎博士もいわれたように、寛文より僅か四十年をへたに過ぎない当時に於いて、長崎奉行をはじめ、宗門改の役人さえも、キリシタンについての知識を喪失してしまつていた事実で、長崎奉行所の報告にあきたらず、白石自からうが一夕シドチからき、なおしたことであつたが、その白石にしてもキリシタンの認識が当初は極めて浅薄であつたという状況は、これを別箇の観点からする時には、灯キリシタン態度が神経過敏でなくなつていたことを示すものであり、而してこの事はまた、シドチの處分

を吞える場合、見のがすべからざる一條件——シドチにとつて幸いであつた——と云えるであらう。

なお、姉崎博士は、長崎奉行所の役人券がシドチの事をバテレンと稱せず、単に異国人と稱してゐることも注目すべき事で、つまり国禁のバテレンだといふ事を避けたかつたのであらう(ヘセ三頁)、といわれたが、勿論、役人の争勿れ主義からそういう考え方がとられたのかも知れないけれども、この異国人(註21)が、わが国でよく知られているイスパニヤ人でもポルトガル人でもなく、イタリヤ人でローマからやつて来たといふことが、役人券の意表をつき、判断に迷わしめたこともあるのではなからうか。(後に(註22)と記すものが出て来る)

周知の通り、シドチが江戸へ送致されるようになったのは、白石の希望を將軍家宣が許容した結果であるが(西茅紀南上巻)、江戸での取調べの詳細は西洋紀南の記すところであり、また吉野作博士著『新井白石とヨワン・シローテ』や栗田元次教授著『新井白石の文治政治』本編第三章に第三節

も懇切な解説があることであるから、すべて省略する。

(註16)此の十一月十二日附書状は、「以別紙申入候」として四ヶ條から成つており、第一條には網場についたことから、取調べの結果本文に掲げたように、ローマから来た出家でヨアンバツテスタシドウテイと申す者であること、三日前に出発して当八月廿八日に一人で屋久島に上陸したこと、が述べられ、第二條には第一條の補足的説明があり(「邪宗門之者」云々)本文掲記)、第三第四條には拘禁の状況が述べられている。

(註17)村岡典嗣教授著『日本思想史研究』及び『西洋紀南』岩波文庫附録、参照。

(註18)所持品の説明の最後「十一月」の下に次の如き白石の註記が施されている。

「○以上凶中の物とも、宝永六冬の冬、奉明旨奉行所にゆきて奉行兩人と共に一々これを見たりき。大抵此凶中の之かく所のことくなりき。君美識利」

(註19) 前掲工藤氏のシドチ伝にも此のように記されているが、これがイタリヤの画家カルロ・ドルチによつて之がかれたであろうとの推測は、はやくからなされて居り、また近年もその考証が行なわれている。即ち、昭和三十三年十二月東京で開かれた「キリシタン史展」に、これも出陳せられたらしく(国立博物館所蔵)、その時作成された目録解説を見ると、「親指聖母はイタリーの画家カルロ・ドルシー(一六一六—一六八六)の筆になるといわれ、云々とあり、また近年内山善一氏によつて詳密な考察が行なわれ、殆んど疑いないまでに至つて居る(「親指聖母画論抄」一郷土新風第四集、所載)。(註20) 例之ば、(11)には「外ニ金ノ切レツ」という一句が加わつており、(22)には「珠の數百六十也」が加わり、(33)には「呂宋にて求めし由」の添加説明がある。

(註21) 異国人の語は本文前掲の書状に見える所で明らかであるが、また異人の稱も用いられてあり、白石も、異国人・異人のほか邏馬人・口

ウマン人・大西洋人の語を用いている。(註22) 外国通信事略・小日向志(共に通航一覽 卷百九十、所収——国刊本第五、一三四頁)

餘論

本稿の目的は、シドチの潛入事情を明らかにすることにあるので、以上三節を概要はつくし、後記であるが、シドチの末期に關して問題となることの一二を申述べて見ようと思う。

その一つは、シドチの處分に關する問題である。これについては、はやく吉野作造博士が解説を加えられ、次いで栗田教授の説明もあり、私もそれから先学の驥尾に附してこれを論じたことがあるが、(註23) 処分に當つて問題となつたのは、周知の通り、シドチの身分である。つまりシドチがローマの使節使であるか宣教師であるか、という点が問題であり、その判定に幕府当局は困惑したのであるが、上掲長崎奉行の書状や白石の上書(処分案)に徴して明らかであるように、幕府の首脳部はシドチの答辭に基いて、彼を宣教師であると判断し

たにも拘わらず、これを極刑に処せず寛容を処置に出でたことは、それ以前の嚴酷を取締方針を想起する時、意外な感を与えずにはおかないものである。これには既述のような、キリシタンに対する警戒心のゆるんだ時代背景を考へなくてはならないが、また信使としての一面を無視できなかつたこともあつたかも知れない(後述)、やはり白石の大胆率直な進言が決定的な働きをしたといえるであらう。よく知られた將軍への上書に於いて白石は、^(家老)猷慮の時、始めは韋宗庵をたすけ然らざる者を誅すべしという方針であつたのが、その末耳になつては直ちに謀殺する方針に転じたことを挙げ、その末耳の方針に従えば、此度の異人の場合も其の罪の有無を問はずに誅すべきであるが、と前提して次のごとく述べている。

「かれ^(皇)惡俗の俗に生れど、其^(性)習其性となり、其法の邪なるをしらずして、其国の主と其法の師との命をうけて、身をすていのちをかへりみず、六十餘歳の老母、^(母)并軍老たるあねと定とにいきながらわかれて、萬里の外に使として、六

年がうち險阻艱難をへて、こゝに來れる事、其志のごときは、尤あはれむべし。^{○割註}
君のため師のため一旦に命をすつる事はあるべし。六年の月日、萬里の波濤をしのぎしは難きに似たり。

臣又仰を蒙り、かれと親面する事已に二度、其人番夷にして其^(心)番夷なれば、道德のごときは論ずるに及ばず、されど其志の堅きありさまをみるに、かれがために心を動かさざる事あはれず。しかるを、我國法を守りてこれを誅せられん事は、其罪に非るに似て、古先聖王の道に遠かるべし。」

周知の通り、白石の處分案は、上策「かれを本国へ返さる、事」、中策「かれを囚となしてたすけ置る、事」、下策「かれを誅せらる、事」の三つであつたが、幕府のとつた処置は、白石が「此事易きに似て尤難し」とした中策、即ち囚禁であつた。これは明らかに妥協策で、白石から見れば最も面倒で効果のない方策であつたが、ともかく誅殺の刑をとらなかつたのは右の白石の進言

によるものであると共に、ローマの使節であると主張したシドチの申立を一応承認したことによる（此の承認も白石の報告に基づくものである）。即ち、正徳四年三月一日の申渡（獄卒長助はる商人受洗のことが発覚した時のシドチに対する詰問書、これにより嚴囚の身となる）中に、

「其方事、七年以前此国之渡来候時、速かに御国法に行はるべき事に候得共、本国之師より申付候旨を承候て、渡り末縁由を申候に付て、格別の御息を以、其儘差をかれ候。」

とあるのがそれである。

この信使の問題は、白石がシドチを取調べた際、すどく追及している点で、信使という以上は信書を携えていくべきであるのに、それが無い許りでなく、我国の服を服し、我国の言を誦するのは、我が西郷の人をまどわし、ひそかに其法を説かんとするにあるので、「其計窮しぬれば、初て其国の使と称ず、其跡につきて見る時は、そのいふ所信ずべからず」と向うた。これに對してシドチは、今までに此の国に来た我方の人が長崎に来れば殺

されるか押還されるかして、一人も国命を違したものが無いこと、自分がこゝに来たのは本国の議によるもので、幸にして禁教が解かれるという処置がとられるならば、これを本国に伝えて再び信使を送らせるようにしたい。

「国に入ては、まづ其禁をとふの礼、いづれの國にかなからざらむ。いはむや、国禁の除かるべき事を望請ふ使として、いかむぞ其国に入りし初に、禁を犯し罪をかさね、みづから国命を辱しむる弁の争をなすべきや。」西洋紀
同下巻

と答えている。但し上未すでに見え通り、シドチは屋久島へ上陸すると同時に布教を行なつていたので、「いかむぞ其国に入りし初に」云々という言葉は、強辯の嫌なしとしない。勿論白石も、長崎奉行所の報告により、シドチが信使であると同時に宣教師でもあることは、始めから知つていた。それは右の尋問によつてもわかれば、既述の將軍への上書を通じても知られることであるが、白石としては、信使としての面を強調することに、つとめ、家宣や中舟もその主張を受け容れをわけで、幕

府は実にゆるやかな囚禁の刑を課したのであつた。^(註24)

白石がこの囚禁されたシドチを尋ねて色々きく所あり、訊問当時の曖昧な知識を確實にし之たと思われる事情については既に卑見を述べたことあり。^(註25) また白石のシドチ観がその後多少変化したこ

と——シドチの所持品中の元祿小粒金及び新銭を手がかりとしてその末朝につき宣教の意図の深さを再認識したこと——についても、これを西洋紀南の執筆との関連に於いて些か明らかにする所があつたから、^(註26) いまは重複をさけるが、後者の白石の臆測はそのまゝ承認するわけにはいかないけれども、白石とシドチとの関係を見る場合注意すべき一材料と思はしえよう。

シドチの来朝に關してのもう一つの問題点は、その日本志向と日本讚美とである。シドチは白石の向に答えて、日本に始めて道を伝えたフランシスコ・ザビエルの事を語つたが、恐らくザビエル以下のヤリ会士等の報告を通じて日本の事情を知り、日本人が異教徒中すぐれた国民であること、また太閤秀吉により禁令が下されるまでは伝道が

順調に進んでゐたことを知つて、日本を目ざすようになつたものであろう。また、日本讚美についていへば、これは白石の訊問の際にも、通詞曹を介しての取調の時にも述べているところだ、一見御世辞のようにも見ゆるが、これはやはり、シドチの本心から出たものと受取るべきであらう。白石に五がつての答辭に於いて、ローマが方僅かに十八里にすぎないにも拘わらず、聖教の中心地であるが故にヨーロッパ諸國の尊嚴をえてゐることを引き、「これを頭の巾しきなるが、四体の上にあるにたとへべし」と云つた後、

「また試に物を観るに、其始皆善ならずといふ事なし。天地の氣、歳日の運、萬物の生、ことごとく皆兼方より始らずといふ事なく、萬國の中、東方に國せしもの、此土の外には、黒子^{カキロ}ばかりの地もあらず。さらば、此土の萬國に之をすぐれしは、我まを多言を費やすにおよぶべからず。」

といつたこと、この東方にあるという處で白石が「チイナもまた東にありて、其文物聲教、古より

稱じて中土とす、其国すたいかに」と反問したの
に答えて、

「されば此土の人のごときは、たとへば圓なる
を見るがごとく、チイナの人は方なる物を見る
に似たり。また此土の人温にして和なる事、か
くのごとしへといひて、丹づから手をもて其衣
を把り、又手を以て其榻を懸て、チイナ人の固
くして溢れる、これに似たり、近きを賤しみて
遠きをたつとぶべからず。」

といったのも、文献を通じての耳末の日本研究と、
既述のフィリップンにおける日本人との接触とに
よつて獲得した構わらざる日本及び日本人観であ
ると思ふ。

要するに、シドチの未朝は、信書を携えていな
かつたと異いエローマの使節と思なすべきもので
あり、これをシドチの側に立つていうならば、日
本の武士を擬装したのは無事日本に入国せんが為
のやむをえざる手段であつたと思われ、屋久島及
び長崎への道中で説法し、小日向のキリシタン屋
敷で長助はるの兩人を入信せしめたのも、シドチ

が我國での伝道再興を目的としてやつて来た以上
当然の事であり、而してまたさういう布教活動は、
道を信ずること篤き人物には共通して見られる現
象で、あやしむに足りないであらう。日本におけ
る基督教傳回の願望は達せられず、僅かに獄卒二人
を入信せしめたにすぎないままに、雄圖をなしく
異郷に骨を埋めることになつたわけであるが、日
本の優秀性を認められたシドチにとつては、日本に於
いての死は本望であつたとすべきではなからうか。
長助はる夫婦を勧めて受洗にまで至らしめたこと
が発覚し、シドチは嚴囚の身となるが、その死因
について小日向志は「紫芝園漫稿に、かれ志を得
ざることを憤り、食を絶て死せり」と記している。
恐らくこれは、真相を伝えるものであらう。(註)白石
が「遼馬人に度々出会候事、凡そ一生の奇会たる
べく候」と感慨をもらした(安積澹泊宛手簡)ローマ人
シドチの死は、正徳四年十月廿一日のことと、小
瀬復庵宛白石手簡には

「かのもの死し候は、正徳四年十月廿一日の夜
に候ぎ。某へ物語之事共を以て難し候へば、四

十七歳の稿にて候き。L (全集第五)

と見えてゐる。シドチの亡骸はキリシタン屋敷の西北隅に埋められ、その墓所に一本の櫻が植えられたが、後年これが成長して若望櫻じやうぼうざくらとよばれたという。

(註23) 吉野博士の前掲著書、五六一六〇頁。栗田教授の前掲著書、三一六一三一八頁。拙著、白石の研究、二一一頁。

(註24) このシドチの取扱については、長崎実録大成は「彼異人、毎日ニ汁五菜の御料理仰付、金二十両五人扶持被下置」と記すが、今村日記、本多利明藏書抄によれば、耳金二十五両三分、銀三匁宛給されることになつたのであるという。

(前掲栗田著書、三一八頁)

(註25) 拙稿「西洋紀聞の成立」(藝林六の六)及び拙著、白石の研究、第二編第一章(二二五—六頁)

(註26) 拙論「西洋紀聞成立の一考察」(新井白石序論一七二—三頁)及び、白石の研究、二〇八—九頁。

(註27) シドチの死については、絶食の外に病死(外国通)、凍死(長崎実録大成)、瘵死(藝林六の六)等があるが、やはり姉崎博士もいわれたように「恐らくゼジュン断食をしたのであらう」(前掲著書、七七—頁)、小日向志の伝えが正しいと思われる。

(附記) 西洋紀聞の記述に従い、第一節でシドチの出発した港につき「フランスの港(不明)を発ち、ヤネワ島から」云々と記し、また(註9)でも「フランスの某港から乗船した」と記したが、工藤氏のシドチ伝(鮮血遺書、四九〇頁)及びタシナリ著「殉教者シドチ」(前掲内山氏解説「江戸のサンタマリア聖堂に就いて」所引のもの)によれば、フランスの港はゼノアとするのが妥当のようで、従つて白石のいわゆるヤネワ島も、島ではなく同様ゼノアと解すべきものと考えざる。第一節の印刷終了後に気付いたので、ここに附記させていた。

